

令和3(2021)年9月3日

保護者 様

高根沢町教育委員会教育長 坂本 美知夫

学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の
対応ガイドラインについて

保護者の皆様には、平素より高根沢町の教育行政に格別のご理解とご協力を賜りありがとうございます。

先日、学校で感染者が確認された場合の臨時休業等の対応について、下記のように国からガイドラインが示されました。今後、本町においても本ガイドラインを参考に、感染の状況に応じた対応をしていきますのでご了承ください。

小中学校においては、これまで以上に感染症予防対策を行ってまいります。ご家庭においても感染症のまん延防止にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

【学級閉鎖】

○以下のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合学級閉鎖を実施する。

- ①同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合
- ②感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
- ③1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合
- ④その他、設置者が必要と判断した場合（※ただし、学校に2週間以上来ていない者の発症は除く。）

○学級閉鎖の期間としては、5～7日程度を目安に、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童生徒等への影響等を踏まえて判断する。

【学年閉鎖】

○複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を実施する。

【学校全体の臨時休業】

○複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業を実施する。

担 当	高根沢町教育委員会事務局学校教育課 TEL 675-1037 FAX 675-6820
--------	--